枚方市条例第　30　号

枚方市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

枚方市総合福祉センター条例（平成26年枚方市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定めるときは、使用の許可を受けた老人福祉センターの施設の使用の開始までに納付することができる。

別表中備考３を備考４とし、備考２を備考３とし、備考１の次に次のように加える。

２　午前の使用区分に引き続き午後の使用区分の使用の許可を受けたときは、継続して使用することができる。

附　則［令和8年9月7日公布］

１　この条例は、令和９年３月１日から施行する。ただし、別表備考の改正規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の第８条第２項の規定は、令和９年４月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。